第６号様式（第６条関係）
海老名市指令第 89 号

一般廃棄物処理業許可証（収集・運搬）

住　所　神奈川県横浜市中区山下町70-13

氏　名　株式会社シゲン
代表取締役　加藤　泰弘

令和４年２月１４日に申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第１項の規定により、次のとおり許可する。

営業所の所在地及び名称	神奈川県横浜市中区山下町70-13 株式会社シゲン
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物（ごみ）
収集・運搬の別	収集・運搬
営業の区域	海老名市内
処理料金	海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例第２７条の規定に準ずる。
営業許可期間	自　令和４年４月１日　　至　令和６年３月３１日
条件	別紙のとおり

令和４年３月１７日

海老名市長　内　野　　優

（教示）

1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、海老名市長に対して審査請求をすることができます。

2　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、海老名市を被告として（訴訟において海老名市を代表する者は海老名市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に提起することができます。

3　上記１又は上記２の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

複写禁止

	申請年月日	許可年月日	事項	変更内容	許可印
事業範囲の変更記録					

	変更年月日	事項	変更内容
氏名・代表者等の変更			
所在地・事務所の変更			

複写禁止

（別紙）

許　可　条　件

業者名：　　株式会社シゲン

1　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）第７条及び同法施行令（昭和４６年政令第３００号）第３条及び同法施行規則（昭和４６年厚生省令第３５号）第２条の２並びに海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例及び規則（平成５年条例第８号、平成５年規則第９号）並びに海老名市長の指示に従い適正に処理すること。

2　収集、運搬業務にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第３条第１項の規定に従い、廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。また、悪臭、騒音又は振動等によって生活環境の保全上支障が生じないよう必要な措置を講ずること。

3　許可を受けた者が、許可事項の変更を必要とする場合は、海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する規則（平成５年規則第９号）第４条及び第８条に定める手続きをしなければならない。

4　取り扱う一般廃棄物は、分別を徹底するとともに、減量化、資源化に努めること。

5　収集、運搬車両には、当許可証の写しを常備すること。

複写禁止